

「ArcLib」 ご利用契約約款

本会員は、住友セメントシステム開発株式会社（以下、「当社」といいます）が SaaS 形式で提供する「ArcLib」のサービスを利用するにあたり、以下に定める約款（以下、「本約款」といいます）の内容に従うものとします。

第1条（定義）

- 本約款において「本ソフトウェア」とは、当社製「ArcLib」ソフトウェアをいいます。
- 2 本約款において「本サービス」とは、当社が本会員に本ソフトウェアを SaaS（Software as a Service）形式で提供するサービスをいい、その内容は第4条のほか本サービスに関連する当社所定の説明書・紹介資料等のとおりです。
- 3 本約款において「本会員」とは、当社所定の様式にて本サービスの利用を申請した者をいいます。
- 4 本約款において「指定 ID」とは、前項の申請に基づき当社が交付する本会員が本サービスを利用する際に必要となる ID および当該 ID に対応するパスワードをいいます。
- 5 本約款において「会員端末設備」とは、本会員が自己の費用と責任で用意する本サービスを利用するための PC などの端末設備をいいます。当社から機器をレンタルされた場合、当該レンタル機器も含まれます。
- 6 本約款において「当社管理サーバ設備」とは、当社が本サービスを提供するために運用する中継管理設備をいい、サーバ機器、インターネットまで接続するネットワーク機器およびそのネットワークならびにソフトウェアからなります。
- 7 本約款において「パートナー」とは、本サービスの販売行為、申込手続、料金回収、各種通知等を行う当社の委託先または販売先をいいます。
- 8 本約款において「営業日」とは、本サービスに対する各種お申込み、お問い合わせ、通知等（以下、併せて「お申込み等」といいます。）の受付を行う日であって、土日祝日および当社が指定する休日を除く日をいい、「営業時間」とは、営業日の 09:00 から 12:00、13:00 から 17:00 までの時間をいいます。営業日以外の日および営業時間外になされたお申込等については、翌営業日になされたものとみなされます。

第2条（本約款の適用）

当社は、本約款に定めるところにより、本会員に対して本サービスを提供します。本会員は、本約款に拘束されるものとします。

1 本サービスは、Microsoft Corporation（以下、「Microsoft」という）による、コンピュータの処理能力を提供する Microsoft Azure（以下、「Azure」という）を用いて提供されます。

2 Azure の利用に係るサービスの内容、適用範囲、提供条件等について、Microsoft が定める <http://licensecounter.jp/office365/csp/pdf/terms.pdf> に掲載されている

「マイクロソフト クラウド契約」（引用先の URL の記載を含む）が定める契約約款、規約、

サービス詳細資料等の契約条項（以下、合わせて「サービス規程」という）に記載のとおりとします。当社は、本会員が「サービス規程」を確認しないなど、当社の責めに帰すべき事由なくして生じた不利益について、責任を負わないものとします。

3 「サービス規程」の内容および掲載 URL は、Microsoft により、予告なく変更されることがあります。

4 本会員は、本サービスの実際の利用者が本会員以外の者である場合においても、当該利用者に本約款上の一切の義務を遵守させ、当社に対する直接的な責任を負います。

5 本約款第 14 条、第 20 条、第 22 条、第 27 条、第 28 条ならびに第 29 条の各条項は、いかなる理由によって本サービスの提供を終了した後もなお有効に存続するものとします。

第 3 条（本約款の変更）

当社は、本約款を随時変更することができます。

2 当社は、前項の変更を当社ホームページに掲載するなど当社が適当と判断する方法により告知します。当該変更は、当該告知がなされた時点から効力を有するものとします。但し、当該変更が重大なものであると当社が判断した場合には、当社は、30 日の予告期間において当該変更後の本約款の内容を本会員に告知するものとします。

第 4 条（本サービスの内容）

本サービスは、当社が、当社管理サーバ設備を運用することにより、本会員に対してインターネット上で本ソフトウェアの使用を可能とするサービスです。本約款の定めるところにより、本会員には、インターネットを通じて当社管理サーバ設備に接続し、本サービスを受ける権利が提供されます。

2 本会員は、会員端末設備より当社管理サーバ設備に接続することにより、本サービスを利用できるようになります。

第 5 条（申込方法）

本会員は、本サービス利用の申込みをするときは、当社所定の利用申込書を当社または当社が指示したときはパートナーに提出します。なお、当社所定の利用申込書は、web の入力フォームまたはパートナー固有の書式場合があります。

2 当社による本会員の個人情報等の取り扱いは、当社ホームページ記載のプライバシーポリシーに基づくものとします。(https://www.sumitem.co.jp/privacy)

第 6 条（申込の承諾）

当社は、本サービス利用の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。本会員の本サービス利用の開始日は、当社またはパートナーが送付した次条記載のメールまたは通知書が本会員に到達した時点とします。

2 前項の規定に拘らず、当社は、本サービス利用の申込みを承諾しないあるいは承諾を延期する理

由を（承諾延期については承諾見込み時期も併せて）本会員に通知することにより、自らの単独の裁量で本サービス利用の申込みを承諾しないあるいは承諾を延期することができます。

第7条（承諾の通知）

当社は、本サービス利用の申込みを承諾した場合は、本会員に対し、その旨を記載したメールまたは通知書を送付します。

第8条（利用時間帯）

本会員は、本約款に別段の定めがある場合を除き、本サービスを常時利用できるものとします。

ただし、本サービスは計画停止を行います。計画停止の情報は、本サービスの Web サイト上にて事前に本会員に通知します。計画停止中は、システムが利用できません。

第9条（本会員の管理責任）

本会員は、指定 ID が不正に利用されないよう管理責任を負うものとします。

2 本会員は、指定 ID が不正に使用されまたはその可能性がある場合には、直ちに当社に通知または連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

3 本会員は、指定 ID に付属するパスワードに関して、パスワードが盗用されないよう十分な注意を払い、かつ、規則性がなく予測が不可能な文字列をパスワードとするなど合理的な措置を講じるものとします。

4 当社およびパートナーは、本会員が前各項の義務を怠ったために発生したいかなる損害も一切負わないものとします。

第10条（秘密情報等の管理）

本会員は、個人情報、秘密情報等を本サービス（当社のサーバ内）に保管する場合、本会員自らの責任で保管するものとし、当社またはパートナーに対し、これらについて第三者が知得し、または漏洩した場合、それが当社またはパートナーの故意または重過失によって生じたものでない限り、責任を追及しないものとします。

2 本会員が本サービス（当社のサーバ内）に保管ないし保存する情報は本サービスの利用者に帰属します。

3 当社は、本会員が本サービス（当社のサーバ内）に保管する情報及び本会員の本サービスの利用状況に関する情報などを、会員を特定しない統計的な情報として、本サービスのサポート、不具合調査、機能改善、性能改善やサービス向上などのために用いることがあります。

第11条（会員端末設備の管理）

本会員は、本サービスの提供に支障を与えないために会員端末設備を正常に稼動するように維持するものとします。会員端末設備を当社よりレンタルされた場合の会員端末設備の扱いは、

別途締結する「レンタル契約書」に準ずるものとします。

第12条（他ネットワーク接続）

本サービスの取扱いに関して、外国の法令、国内外の電気通信事業者が定める規約等により制限されることがあります。本会員は、自らに適用ある当該法令、規約等を把握し、これらを遵守するものとします。

第13条（障害対応）

本会員は、本サービスを利用することができなくなったときは、会員端末設備その他本会員の電気通信設備に故障がなく、当社管理サーバ設備までの IP パケット通信品質に問題のないことを確認のうえ、当社に所定の手続をもって問い合わせることができます。

第14条（禁止事項）

本会員は、次の各号の行為を行わないものとします。

- (1) 当社管理サーバ設備のほか、当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、当社もしくは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に支障を与える方法もしくは態様において本サービスを利用する行為またはそれらの行為を促進する情報掲載等の行為もしくはそれに類似する行為
- (2) コンピュータウィルス等他人の業務を妨害し、もしくは損害を与え、またはそのおそれのあるコンピュータ・プログラムを本サービスを利用して使用または第三者に提供する行為
- (3) 本サービスからアクセス可能な第三者の情報を改竄または消去する行為
- (4) 大量ファイルの転送、映像等マルチメディアデータの送受信など当社が本サービスを円滑に提供することを妨げる行為
- (5) 本サービスを受けるにあたり当社から提供された各種の情報を当社の同意なく第三者に提供する行為
- (6) 他人の著作権、プライバシーその他の権利を侵害するまたはそのおそれのある行為
- (7) 個人情報を本人の同意なく違法に第三者に開示、提供する行為またはそれに類似する行為
- (8) 犯罪行為、犯罪行為をそそのかしもしくは容易にさせる行為またはそれらのおそれのある行為
- (9) 虚偽の情報を意図的に提供する行為またはそれに類似する行為
- (10) 公序良俗またはその他の法令に反するまたはそのおそれのある態様で本サービスを利用する行為
- (11) 前各号のほか、当社および本サービスの信用・信頼を毀損する行為もしくはそのおそれのある行為または当社が不適切と判断する行為
- (12) 本サービスと競合するサービスの開発を目的として本サービスにアクセスする行為
- (13) 本サービスの一部または全部をリバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル

その他ソースコードを解析する行為

(14)国内外を問わず、当社のシステムを利用、改良、発展、模倣した技術につき特許申請をする行為

(15)国内外を問わず、当社のサービスを模倣したサービスを提供する行為

2 第1項(14)の規定に違反して特許を申請した場合、申請に係る権利および登録された特許権は、当社に無償で譲渡したものとみなし、会員は自らの費用負担で当社に対する権利の移転手続をとるものとしします。

3 前項を含む本約款の規定に違反するなど会員の責めに帰すべき事由により当社またはパートナーに損害を与えたときは、本会員は当社が指定する期日までに、当社およびパートナーが被った一切の損害（本サービスの提供の一時的な中止または終了を余儀なくされたことによる損失や信用・信頼回復に要する費用などを含みます）を賠償するものとしします。

第15条（料金の支払）

本会員は、当社またはパートナーが別に定める料金表に基づき、本サービスの利用に係る料金（以下「利用料」といいます）を支払うものとしします。なお、消費税相当額および振込手数料は本会員の負担としします。

2 当社は料金表を随時改定できるものとしします。

3 利用料については、当社が自らもしくはパートナーが第6条に定める申込の承諾をした時点から起算して計算するものとしします。

4 1ヶ月に満たない期間の利用料は、1ヶ月を30日として日割計算した額としします。

5 本会員は、利用料その他の債務について支払いを遅延した場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払うものとしします。但し、当社が本会員に対して遅延利息の支払いを免除する旨を書面または電子メールで通知した場合は、この限りではありません。

6 当社は、前項による遅延利息の徴収に代えて、未払い期間の開始と同時に、本会員に対する本サービスの提供を終了することができ、本会員は当該終了について異議を述べないものとしします。

第16条（本サービスの提供終了等）

当社は、本会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その本サービスの提供を一時的に中止することができます。

(1)利用料その他の債務について支払期日を経過してもなお支払いがないとき。

(2)第9条、第10条または第14条第1項の規定に違反したとき。

(3)前2号のほか、本約款の規定に反する行為で、本サービスに関する当社の業務の遂行または当社管理サーバ設備に著しい支障を及ぼすまたはそのおそれのある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を一時的に中止するときは、あらかじめその理由

および提供終了開始日を本会員に通知します。

3 本会員が本条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合において、その事実が当社の業務の継続に支障を及ぼすと当社が認めるときは、当社は、前項の通知を要さず、直ちに本サービスの提供を終了することができます。

4 当社は、前項の場合において、本会員に通知することをもって、本サービスに関する契約を解約することができます。但し、本会員に対する通知が何らかの理由により到達しない場合は、通知を送付した時点から5日経過した時点で、本サービスに関する契約は解約されるものとします。この場合、当社およびパートナーは、既に支払われた一切の金額の返金には応じないものとします。

5 当社は、本サービスの提供を終了することならびに終了できなかったことによって、本会員および第三者が損害を被った場合も、当社は一切の賠償責任を負いません。

第17条（本サービスの解約）

本会員は、当社所定の解約手続きを行うことにより、本サービスに関する契約を建物単位で解約することができます。但し、本サービスに関する契約が成立した時点から最低6ヶ月は、本サービスに関する契約を解約できないものとします。

2 当社は、本会員が解約した建物に関する一切のデータを削除します。

3 本会員の依頼により一部の建物を解約し当社が承諾した場合に限り、解約日から3年間は、解約した建物に関するデータを無償で参照および報告書への出力のみ利用できます。但し、本会員が当社の承諾なくデータを変更した場合、解約日まで遡り、本会員は当社へ第15条に基づき、本サービス利用料を支払うものとします。

4 当社は、3ヶ月以上前に電子メールなど当社所定の方法（パートナーを通じての通知を含みます）で本会員に通知することをもって、本サービスに関する契約を自らの都合により解約することができます。

第18条（当社管理サーバ設備の運用）

当社は、当社管理サーバ設備の規模・仕様が本会員による本サービスの正規の利用に対し経済合理性に適った範囲で不足とならないように努力します。

2 当社は、当社管理サーバ設備に障害を生じたことを当社が知ったときは、速やかに前項の規定の水準を満たす範囲で当社管理サーバ設備を修復・復旧するように努力します。

3 本会員は、前2項に定める事項について、当社およびパートナーに損害賠償等を請求することができないものとします。

第19条（本サービス提供の制限）

本サービスにおける制限は以下のとおりであり、本会員は、当社およびパートナーに当該制限に起因する損害の賠償等を請求することができないものとします。

(1)営業日以外または営業時間以外において、当社またはパートナーがお問い合わせに対応した場合

および資料提供等が必要な場合、別途追加料金をご請求いたします。

(2)当社は、本サービス（当社のサーバ内）に保存されている本会員のデータへアクセスすることがあります。

(3)本サービスにアクセスするための URL は、本会員に事前通知したうえで変更される場合があります。

(4)本会員のためのディスク容量を拡張した場合、その後ディスク容量の縮小はできません。

(5)本サービス提供にあたり、本会員のデータを当社の環境へ移行する場合、当社は、移行後のデータの完全性は保証いたしません。

(6)本サービス提供に伴い、当社から本会員へデータ等を納入する場合、当該データ等の内容および当該データ等に関して生じる損害について、当社は一切責任を負いません。

(7)当社は、あらかじめ本会員に通知したうえで、本サービスの提供を終了することがあります。但し、緊急やむを得ない場合は、本会員に通知せずに、本サービスの提供を終了することがあります。

第20条（本サービスの保証）

本サービスの各機能は、提供時点において当社が提供可能なものとし、カスタマイズ等特定の本会員向けの機能追加には基本的に対応いたしません。

2 本サービスが本会員の特定の目的に適合すること、期待する機能を有すること、期待する成果を実現すること、不具合を起こさないこと、本会員の利用環境が本サービスの動作可能な環境であること、および利用結果を含め、当社は、本会員に対し、本サービスに関する何等の保証を行うものではありません。

第21条（第三者との紛争等）

本会員は、本サービスを利用することにより第三者から受けた請求等および第三者との間で生じた紛争等については、自己の費用と責任とにおいて解決し、かつ、当社およびパートナーに迷惑をかけないものとします。

2. 当社またはパートナーと第三者との間で紛争が生じた場合、会員は当社またはパートナーに対し、合理的な範囲で情報提供などの協力をするものとします。

第22条（免責事項）

本サービスにおける当社の責任範囲は当社管理サーバ設備の運用であり、当社およびパートナーは、会員端末設備はもちろん、プロバイダー、インターネットその他当社管理サーバ設備以外の電子通信設備等による問題について一切責任を負いません。

2 会員端末設備から当社管理サーバ設備までの IP パケット伝送特性あるいは IP パケット伝送品質によっては本サービスを利用できないあるいはデータ伝送の伝送特性が劣化することがありますが、当社およびパートナーは、これらについて一切責任を負いません。

3 当社管理サーバ設備が当社の予測し得ない理由により適応能力を超えて混雑したために、本会員

が本サービスを利用できないあるいはデータ伝送の伝送特性が劣化することがありますが、当社およびパートナーは、これらについて一切責任を負いません。

4 当社およびパートナーは、本会員が本サービスで行う通信の内容について、その完全性、正確性、確実性、有用性などいかなる保証も行いません。

5 当社およびパートナーは、いかなる場合においても、データ等の滅失・毀損およびこれを原因とする損害に対して責任を負いません。

6 本サービスの提供の一時的な中止または終了により本会員およびその関係者ならびにいかなる第三者に損害が発生した場合であっても、当社およびパートナーは、これらについて一切責任を負いません。

7 当社およびパートナーは、不正アクセス、サービス不能攻撃、停電、電力需要のひっ迫、天災地変、戦争、テロ攻撃、内乱、暴動、ストライキ、感染症の蔓延、輸送機関・通信回線の事故・利用困難、法令の改廃・制定、作業場所の延焼または大量の電子メール同報送信等によるシステムの負荷増大等当社の責によらない事由により生じた損害および当社およびパートナーの予見の有無を問わず特別な事情から生じた損害、逸失利益を含む間接損害について、一切の責任を負いません。

第23条（通知の方法）

当社は、本約款に別段の定めがある場合を除き、本約款における本会員への通知を当社に登録されている住所または電子メールアドレス宛に直接またはパートナーを通じて行うものとします。

第24条（送付先住所等の変更）

本会員は、その氏名、法人名／公共機関名、部課名、電話番号、FAX 番号、電子メールアドレス、請求書送付先住所など登録情報について変更があったときは、その旨を速やかに当社またはパートナーに届け出るものとします。

2 前項の場合において当社が求めたときは、本会員は、届出のあった事実を証明する書類を提示するものとします。

3 第1項の届出なく住所またはメールアドレスが変更された場合、当社およびパートナーは、当社に登録されている住所またはメールアドレスに通知を行ったことに起因して本会員に発生したいかなる損害についても一切責任を負わないものとします。

第25条（委託）

当社は、本サービスの提供に関する業務の全部および一部を、本会員の承諾なしに第三者に委託することができます。

第26条（譲渡制限）

本会員は、本サービスの提供を受ける権利および義務を第三者に譲渡、貸与、リース、質入れその他の処分をしてはならないものとします。

2 相続または法人／公共機関の合併により本会員の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人／公共機関もしくは合併により設立された法人／公共機関は、書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出るものとします。

第27条（権利の帰属）

本サービスとして当社が提供するすべてのプログラム、ソフトウェア、サービス、手続、文書、図面、商標、商号等に関する著作権その他一切の知的財産権は、当社および当社にそれらの使用权を付与した供給者に帰属し、著作権法およびその他の知的財産権に関する法律等ならびに条約によって保護されています。したがって、本会員はこれらを当該法律等および条約ならびに本約款にしたがい扱わなければなりません。

第28条（準拠法）

本約款および本サービスに関する契約の成立、効力および解釈については、日本国法に準拠するものとします。

第29条（紛争の解決）

本サービス契約について本会員と当社・パートナーの間で問題が生じたときは、本会員と当社・パートナーで誠意をもって協議し解決を図るものとします。

2 前項の協議により解決に至らない場合、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第30条（損害賠償）

本会員による責任追及に対し、当社またはパートナーが責任を負う額は、請求理由を問わず、過去12ヶ月間に本会員が支払った利用料を上限とします。

第31条（反社会的勢力への対応に関する特則）

当社および本会員は、相手方に対し、現在、自己が次の各号のいずれにも該当しないこと、および将来にわたっても該当しないことを表明し、保証します。

- (1) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に定義されている暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員または、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、政治活動等標榜ゴロ若しくは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者若しくはその構成員（以下総称して「暴力団員等」という）に該当すること
- (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に自己の名義を利用させ、本契約または個別契約を締結するものであること
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目

的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(6) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(7) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 当社および本会員は、相手方に対し、自らまたは第三者を利用して、次の各号の一に該当する行為を行わないことを表明し、保証します。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

(5) 相手方に自らまたは自らの関係者が暴力団員等に該当する旨を伝える行為

(6) その他前各号に準ずる行為

3 当社および本会員は、相手方が第1項各号の何れかに該当すると疑われる合理的な事情がある場合には、当該相手方の調査を行うことができ、当該相手方は合理的な範囲においてこれに協力することとします。

また、当社および本会員は、自らが第1項各号の何れかに該当する恐れがあると判明した場合には、直ちにその旨を相手方に対して通知し、速やかにかかる事実関係を調査確認し、その結果を相手方に対して報告することとします。

4 当社および本会員は、相手方が前三項の何れかに違反した場合、催告その他の手続をしないで、直ちに本約款を解除し、本サービスの提供又は利用を中止することができます。

5 当社および本会員が、本契約または個別契約に関連して第三者と下請または委託契約等（以下総称して「関連契約」という）を締結する場合で、当該第三者が第1項各号の一にでも該当することまたは当社若しくは本会員に対して第2項各号の一にでも該当する行為を行ったことが判明したときは、相手方に対して、関連契約を解除する等必要な措置をとるよう求めることができます。

6 当社および本会員が、相手方に対して前項の措置を求めたにも関わらず、正当な理由なくそれに従わなかった場合、当社および本会員は本約款を解除し、本サービスの提供又は利用を中止することができます。

7 第4項または前項に基づく解除の場合、解除した当社および本会員は相手方に対し損害賠償の請求をすることができ、かつ、当該相手方が被った損害につき一切の義務および責任を負わないこととします。

なお、本契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

以 上